

総 財 経 第 1 3 4 号
平成19年12月24日

各都道府県知事 殿
各指定都市市長 殿
関係企業団企業長 殿
(都道府県・指定都市が加入するもの)

(各都道府県財政課、市町村担当課、
医療政策担当課、都道府県立病院担当課扱い)
(各指定都市財政課、市立病院担当課扱い)

総務省自治財政局長

公立病院改革ガイドラインについて(通知)

「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)を踏まえ、「公立病院改革ガイドライン」を別添のとおり策定しましたので、通知します。

病院事業を設置している地方公共団体においては、本ガイドラインを踏まえ、平成20年度内に「公立病院改革プラン」(以下「改革プラン」という。)を策定し、病院事業経営の改革に総合的に取り組んでいただくようお願いします。

その際、改革プランの策定に当たっては、病院事業の開設者である地方公共団体の長と管理者等との間で十分に協議を行い、病院事業経営に関する権限と責任の明確化に特に留意されるよう、お願いします。

また、各都道府県においては、都道府県内の関係市町村並びに企業団及び関係一部事務組合等に対しても本通知について周知するとともに、都道府県内の公立病院等の「再編・ネットワーク化」及び「経営形態の見直し」について、市町村と共同して自ら計画・構想等を策定することも含め、積極的に参画されるようお願いします。